

新しい保険法がスタートします！

2010年4月1日から、新しい保険法がスタートします！

これまでの保険に関する商法の規定を変更し、単独の法律として制定し現代社会に合った内容にするとともに、保険契約者の保護が図られています。

1. 保険法の改正

これまで

これまでの商法では、基本的に共済は対象外とされていましたが、農協、生協等の共済契約にも適用されることとなりました。

保険法

=

商 法

〔第2編第10章「保険」の規定など〕

新しい保険法

- ・商法から独立した「保険法」（単行法）として制定
- ・内容を大幅に見直し

2. 改正の背景と基本方針

(1) 見直しの背景

- 保険法は、約100年間、実質的な改正が行われておらず、表記も片仮名・文語体のままでした。
- 他方、民事ルールを定める法律の整備の流れがありました（民法の現代語化、会社法の制定等）

(2) 見直しの基本方針

- 保険契約の関係者間のルールを現代社会に合った適切なものとする。
- 民事ルールを定める法律として、分かりやすい表現により現代語化を行う。

3. 保険法改正により新設・変更となる主な規定

(1) 保険金の支払時期が明確化されます

- 適正な保険金のお支払いを実現する観点から、標準的なお支払い期限を保険金のご請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内と定め、また、事実確認のために特別な照会あるいは調査が必要な場合における保険金お支払い期限につきましても約款で明確に定めます。

【特別な照会あるいは調査の事例】

- ・警察、消防その他の公の機関による捜査結果、調査結果の照会 ⇒ 180日
- ・災害救助法が適用された災害の被災地域における調査 ⇒ 60日

※1. この規定は、2010年4月以降に発生した保険事故であれば、施行日（2010年4月1日）以前にご加入されたご契約についても適用されます。

※2. 保険金のご請求手続きが完了した日とは、当社または代理店に所定の請求書類を提出いただいた日となります。

(2) 賠償責任保険の保険金のご請求時に確認させていただく事項などが一部変更となります

- 賠償事故における被害者保護の観点から、被害者が他の債権者に優先して保険金から損害賠償金の支払いを受けることができるようにするため「先取特権（さきどりとっけん）」を規定します

当社が被保険者に賠償損害保険金をお支払いできるのは次の場合に限られることになります。

- ・被保険者が被害者に対し損害賠償金を既に支払った場合
- ・被害者が被保険者への賠償損害保険金支払を承諾していることを確認できる場合

- ★ 賠償責任保険の保険金を当社からお支払いする先は、下記の条件により、被保険者あるいは被害者となります

①被保険者に賠償損害保険金をお支払いする場合

- ・被保険者が被害者に対し損害賠償金を既に支払った場合
- ・被害者が被保険者への賠償損害保険金支払を承諾している場合

②被害者に賠償損害保険金をお支払いする場合

- ・当社より被害者へ賠償損害保険金を直接お支払いするように、被保険者からの指示があった場合
- ・相手の方（被害者）が先取特権（さきどりとっけん）を行使した場合

(3) 重大事由による契約の解除

□ 当社は、以下に該当する場合には、「重大な事由」による解除として、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することがあります。

この場合、重大な事由が発生した時から解除がなされるまでに発生した事故については、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合。
- ③ ①、②のほか、保険契約者または被保険者が、①、②と同程度に弊社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4. 経過措置

◎経過措置（保険法附則第2条～第6条）

原則は施行日以後に締結された契約に適用されます。ただし、一部規定は旧契約にも適用されます。

<旧契約に適用>

- ・重大事由解除 等

<施行日以後の旧契約における保険事故に適用>

- ・保険給付の履行期
- ・責任保険契約についての先取特権 等